

平成28年芦屋市規則第1号

芦屋市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市屋外広告物条例（平成27年芦屋市条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例の規定による許可（条例第6条第1項又は第15条第1項若しくは第2項の規定による許可をいう。以下同じ。）を受けようとする者は、芦屋市屋外広告物許可等申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる図書（条例第15条第2項の規定による許可を受けようとする場合にあっては、第2号から第4号までに掲げる図書を除く。）を添付しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその付近の状況を明らかにした見取図及び当該場所の状況が分かるカラー写真（申請の日前3月以内に撮影したものに限り。以下同じ。）
- (2) 広告物等の形状、材料及び構造に関する仕様書並びに構造図
- (3) 広告物の色彩及び意匠並びに表示面積を明らかにした模写図
- (4) 建築物を利用する広告物等にあっては、当該建築物との位置関係及び当該建築物の壁面等の状況（壁面の形状及び面積並びに当該建築物の壁面に表示され、又は設置されている広告物等（以下「既存広告物等」という。）の位置関係）を明らかにした図面、既存広告物等（広告物を掲出する物件を除く。）の形状及び表示面積を明らかにした模写図並びに既存広告物等のカラー写真
- (5) 自己以外の者が所有し、若しくは管理する土地、建築物若しくは工作物（以下「建築物等」という。）に表示し、又は設置する広告物等にあっては、施設管理者の同意又は承諾があったことを証する書面
- (6) 条例第15条第2項の規定による許可に係る広告物等にあっては、その管理状況を明らかにした芦屋市屋外広告物自己点検結果報告書（様式第2号）及び当該

広告物等のカラー写真

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 条例第15条第2項の規定による許可を受けようとする者は、当該許可の期間が30日を超え3年以内のものにあつてはその期間が満了する日の30日前、その他のものにあつてはその期間が満了する日の10日前までに申請書を市長に提出しなければならない。

(許可の基準)

第3条 条例第6条第2項の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

(許可等の手続等)

第4条 市長は、条例の規定による許可をしたときは、申請書の副本の通知欄に所要の事項を記載し、当該許可をしないときは、芦屋市屋外広告物不許可通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 条例第6条第3項第4号に規定する規則で定める広告物等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次条第3号及び第7号に掲げる地域に表示し、又は設置する広告物等

(2) 政治活動、宗教活動、労働運動その他の営利を目的としない活動のために行う宣伝、集会、行事、催物等に関する事項を表示する広告物等

(3) 自動車に表示する広告物等（印刷したフィルムを車体に貼り付ける方法により表示するもののうち表示部分の面積が3平方メートルを超えるものを除く。）

(広告物等規制地域の区分)

第5条 条例第7条第1項の広告物等規制地域は、地域又は場所の特性に応じて次のとおり区分するものとする。

(1) 山麓地域 六甲山の緑を背景とし、優れた自然的景観を形成している地域

(2) 住宅地域 閑静な住宅地を主体とし、良好な都市型景観を形成している地域

(3) 複合地域 落ち着いた店構えを有する店舗や良質な住宅など、様々な用途の建築物が共存する多面的な景観を有する地域

(4) 芦屋川特別地域 芦屋川沿いの良好な景観を積極的に保全し、及び育成していくべき地域

(5) 南芦屋浜特別地域 南芦屋浜において多様性に富んだ新しいまちなみ景観を形成している地域

(6) 沿道沿岸特別地域 住宅地に存する幹線道路や河川沿いに良好な通り景観を形成している地域

(7) 広告物誘導特別地域 賑わいを演出しつつ良質な広告物の誘導を図るべき地

域

(公共広告物等の届出)

第6条 条例第10条第1項の規定による届出は、芦屋市公共広告物等表示・設置届(様式第4号)の正本及び副本に、第2条第2項各号に掲げる図書(同項第6号に掲げる図書を除く。)を添付して行わなければならない。

2 条例第10条第1項第3号に規定する規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が出資し、又は出せんしている団体(株式会社を除く。)
- (2) 国又は地方公共団体を構成員の全部又は一部として組織された団体
- (3) 健康保険組合等の公共組合
- (4) 日本赤十字社
- (5) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉法人
- (6) 自治会、まちづくり協議会その他これらに類する住民が組織する団体
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める団体

3 条例第10条第1項第3号に規定する規則で定める広告物等は、寄贈者名等の表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の5分の1を超えないものとする。

4 条例第10条第1項第2号及び第3号の広告物等のうち、その表示面積が3平方メートル以下のものについては、同条第1項の規定による届出があったものとみなす。

(適用除外の基準)

第7条 条例第10条第1項第6号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

2 条例第10条第2項第1号の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。

3 条例第10条第2項第2号の規則で定める基準は、別表第4のとおりとする。

4 条例第10条第2項第4号の規則で定める基準は、別表第5のとおりとする。

5 条例第10条第2項第5号に規定する規則で定める広告物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自動車の車体に所有者若しくは管理者の氏名、名称、店名、若しくは商標若しくは自己の事業若しくは営業の内容又は次項第1号に掲げる事項を表示する広告物
- (2) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による登録を受けた自動車でその使用の本拠の位置が他の地方公共団体の区域内に存するものに当該地方公共団体の区域において適用される広告物等の規制に関する条例の規定に従って表

示する広告物

6 条例第10条第2項第8号に規定する規則で定める営利を目的としない活動のために表示する貼紙、貼札、広告旗、立看板及びこれらを掲出する物件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動、労働運動その他の営利を目的としない活動のために行う宣伝、集会、行事、催物等に関する事項を表示するものであること。
- (2) 表示期間が貼紙、貼札、広告旗及び立看板にあつては、30日以内であること。
- (3) 表示面積が、貼紙及び貼札にあつては0.5平方メートル以下、広告旗及び立看板にあつては2平方メートル以下であること。
- (4) 貼紙を掲出する物件の表示に供する部分の面積は、2平方メートル以下であること。
- (5) 広告主又は広告物等管理者の個人名又は団体名及び連絡先が表記されていること（自己の敷地に掲出されている場合を除く。）。

7 条例第10条第3項第1号の規則で定める基準は、別表第6のとおりとする。
(経過措置に係る広告物等)

第8条 条例第11条の規則で定める広告物等は、鉄骨造、石造その他の耐久性を有する構造により築造された看板、広告板、広告塔その他これらに類するものであつて、かつ、土地に建植えされ、又は建築物その他の物件に堅固に取り付けられているものとする。

2 条例第11条の規則で定める期間は、5年とする。

(広告物等規制地域の区分に変更があつた場合の特例)

第9条 第5条各号に規定する広告物等規制地域の区分に変更があつた際、当該地域に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等で、第3条又は第7条（第4項から第6項までを除く。）の基準に適合しなくなったものについては、当該地域の区分に変更があつた日から3年間（前条第1項の広告物等にあつては、5年間）は、なお従前の例による。

(許可の期間)

第10条 条例第13条第1項の許可の期間は、別表第7の左欄に掲げる広告物の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間の範囲内とする。

(許可の表示)

第11条 条例第14条本文の許可を受けた旨の表示は、当該許可に係る広告物等の表示面又は見やすい箇所に市長が交付する許可の証紙（様式第5号）を貼り付けて行わなければならない。

2 条例第14条ただし書の規則で定める広告物等は、貼紙、貼札、立看板その他これらに類する広告物等で、市長が特に認めたものとする。

(許可を要しない軽微な変更等)

第12条 条例第15条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 広告物等の形状、材料、構造、色彩、意匠及び表示面積の変更を伴わない修繕、補強又は塗装替え
- (2) 広告物を掲出する物件に、許可の期間の範囲内で行う同一業務に関する広告物の取替え

(変更の届出)

第13条 条例第16条第1項の規定による届出は、芦屋市屋外広告物広告主等変更届(様式第6号)により行わなければならない。

(除却等の届出)

第14条 条例第16条第2項又は第20条第3項の規定による届出は、芦屋市屋外広告物除却(滅失)届(様式第7号)により行わなければならない。

(完了の届出)

第15条 条例第17条の規定による届出は、芦屋市屋外広告物取付完了届(様式第8号)に当該許可に係る広告物等のカラー写真を添付して行わなければならない。

(安全点検)

第16条 条例第18条第2項の点検は、外部からの目視のみによるのではなく、広告物等の種類、仕上げ又は取付方法等に応じて適正に行わなければならない。

(管理者の設置等)

第17条 条例第18条第3項の規則で定める広告物等は、条例の規定による許可を要する広告物等で、当該広告物等の高さが4メートルを超えるもの又は表示面積が10平方メートルを超えるものとする。

2 条例第18条第3項の規則で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 屋外広告士
- (2) 一級建築士又は二級建築士
- (3) 電気主任技術者
- (4) 電気工事士
- (5) 広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に

よる職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は法定職業訓練を修了した者

(6) その他市長が特に認める者

(保管した広告物等を売却する場合の手續)

第18条 条例第26条に規定する保管した広告物等の売却の方法は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物等については、随意契約により売却することができる。

(受領書の様式)

第19条 条例第28条の受領書の様式は、様式第9号のとおりとする。

(身分証明書の様式)

第20条 条例第30条第2項の証明書の様式は、様式第10号のとおりとする。

(公表)

第21条 条例第31条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について、告示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 条例又は条例の規定による許可に付した条件に違反した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地）
- (2) 条例又は条例の規定による許可に付した条件に違反した内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第3項から第5項までの規則で定める広告物等は、第8条第1項に規定する広告物等とする。
- 3 条例附則第3項から第5項までの規則で定める期間は、第8条第2項に規定する期間とする。

別表第1（第3条関係）

条例第6条第2項に規定する基準

1 共通基準

- (1) 位置、形状、面積、材料、色彩及び意匠等を周囲の景観と調和したものとする
こと。
- (2) 広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあっては、塗装その他の

装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとする。

- (3) 照明を使用する広告物等にあつては、昼間における美観の維持に必要な対策を講じるほか、夜間の景観に配慮すること。
- (4) 蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）又は反射光の強い塗料を使用しないこと。けばけばしいものとならないよう、色の組合せに配慮すること。
- (5) 建築物等に定着させて表示し、又は設置する広告物等の最上部の高さが、当該建築物等の高さを超えないこと。
- (6) 点滅灯、回転灯、ネオンサイン、電光表示板又は発光ダイオードを利用するものその他常時表示の内容を変えることができる広告物等（以下「LED等」という。）を表示し、又は設置しないこと。ただし、LED等を使用するための合理的な理由があると認められ、必要最小限であり、かつ、小規模なものを除く。
- (7) アドバルーンは使用しないこと。
- (8) 広告物に使用する1文字当たりの大きさは1平方メートル以下とすること。ただし、地上からの高さが15メートルを超える箇所に掲出する場合は、2平方メートル以下とすることができる。

2 広告物等規制地域ごとの基準

種別	広告物の種類	区分	基準
(1) 山麓 地域	ア 全ての広告物等	(ア) 表示面積の合計	一団の土地又は建築物等につき、10平方メートル以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(イ) 数量	1事業所等につき、3枚（基、個）以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) 色彩	a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 b Y（黄）、YR（橙）又はR（赤）の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合には、表示面の面積の30分の1以下とすること。 c Y（黄）、YR（橙）又はR（赤）の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色（bに掲げる色を除く。）を使用する場合には、2色以下とし、かつ、表示面の面積の5分の1以下とすること。
		(エ) その他の表示方法	a 建築物の壁面から突出させないこと。 b 広告旗は使用しないこと。
	イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面（自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場の用に供する部分の壁面をいう。以下同じ。）における広告物等の表示面積（テントを利用するもの及び表示期間が5日を超える広告幕の表示面積を含む。以下同じ。）の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下と

			すること。
		(イ) 上端の地上からの高さ	10メートル以下とすること。
		(ウ) その他の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚(基)とする。
	ウ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は5平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	2基以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 上端の地上からの高さ	5メートル以下とすること。
	エ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1以下とすること。
		(イ) 数量	2個以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
	オ 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	1基とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出しないこと。
(2) 住宅地域	ア 全ての広告物等	(ア) 表示面積の合計	一団の土地又は建築物等につき、20平方メートル以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(イ) 数量	1事業所等につき、4枚(基、個)以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 色彩	a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 b Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が12を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 c Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が8を超える色及びその他の色相において彩度が6を超える色(bに掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。
		(エ) その他の表示方法	広告旗は使用しないこと。

	イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下とすること。
		(イ) 上端の地上からの高さ	10メートル以下とすること。
		(ウ) その他の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚(基)とする。
ウ 壁面より突出するもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。	
	(イ) 建築物からの出幅	建築物の壁面から1メートル以下とすること。	
	(ウ) 上端の地上からの高さ	4.5メートル以下とすること。	
	(エ) その他の表示方法	道路上に表示し、又は設置しないこと。	
エ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は10平方メートル以下とすること。	
	(イ) 数量	2基以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)	
	(ウ) 上端の地上からの高さ	7メートル以下とすること。	
オ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1以下とすること。	
	(イ) 数量	2個以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)	
	(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。	
カ 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。	
	(イ) 数量	1基とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)	
	(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出ししないこと。	
(3) 複合地域	ア 全ての広告物等	色彩	a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 b Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が12を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 c 彩度が10を超える色(bに掲げる色を除く。)

			を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の3分の1以下とすること。
イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり20平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下（商業系地域にあつては、4分の1以下）とすること。	
	(イ) その他の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚（基）とする。	
ウ 壁面より突出するもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。	
	(イ) 建築物等からの出幅	建築物の壁面から1.5メートル以下とし、かつ、道路境界線から1メートル以下とすること。	
	(ウ) 上端の地上からの高さ	4.5メートル以下とすること。	
	(エ) 下端の道路路面からの高さ	歩道上に表示し、又は設置するものは2.5メートル以上とすること。	
	(オ) その他の表示方法	道路上（歩道上を除く。）に表示し、又は設置しないこと。	
エ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は20平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は40平方メートル以下とすること。	
	(イ) 数量	2基以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。	
	(ウ) 上端の地上からの高さ	15メートル以下とすること。	
オ 自己の敷地外に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は10平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は20平方メートル以下とすること。	
	(イ) 数量	2基以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。	
	(ウ) 上端の地上からの高さ	5メートル以下とすること。	
	(エ) 相互間の距離	5メートル以上とすること。	
カ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1以下（商業系地域にあつては、4分の1以下）とすること。	
	(イ) 数量	2個以下とすること（条例第10条第2項第2号か	

			ら第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
	キ 広告旗	(ア) 表示面積	1個当たり2平方メートル以下とすること。
		(イ) 相互間の距離	道路の路肩から5メートル以内の場所に表示し、又は設置する場合にあっては、5メートル以上とすること。
	ク 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	1基とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出ししないこと。
(4) 芦屋川特別地域	ア 全ての広告物等	(ア) 表示面積の合計	一団の土地又は建築物等につき、10平方メートル以下(商業系地域を除く。)とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(イ) 数量	1事業所等につき、3枚(基、個)以下(商業系地域を除く。)とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 色彩	a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 b Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 c Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色(bに掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。
		(エ) その他の表示方法	a 建築物の壁面から突出させないこと。ただし、商業系地域にあっては、この限りでない。 b 広告旗は使用しないこと。
	イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下とすること。
		(イ) 上端の地上からの高さ	10メートル以下とすること。
		(ウ) その他の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあっては、1壁面に1枚(基)とする。
	ウ 壁面より突出するもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 建築物か	建築物の壁面から1メートル以下とすること。

		らの出幅	
		(ウ) 上端の地上からの高さ	4. 5メートル以下とすること。
		(エ) その他の表示方法	道路上に表示し、又は設置しないこと。
	エ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は2平方メートル以下（商業系地域にあっては、5平方メートル以下）とし、かつ、表示面積は4平方メートル以下（商業系地域にあっては、10平方メートル以下）とすること。
		(イ) 数量	2基以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) 上端の地上からの高さ	5メートル以下（商業系地域にあっては、7メートル以下）とすること。
	オ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1以下とすること。
		(イ) 数量	2個以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
	カ 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	1基とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出ししないこと。
(5) 南芦屋浜特別地域	ア 全ての広告物等	(ア) 表示面積の合計	一団の土地又は建築物等につき、10平方メートル以下（商業系地域にあっては、20平方メートル以下）とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(イ) 数量	1事業所等につき、3枚（基、個）以下（商業系地域にあっては、4枚（基、個）以下）とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) 色彩	a 各色相において最も彩度が高い色は使用しないこと。 b Y（黄）、YR（橙）又はR（赤）の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 c Y（黄）、YR（橙）又はR（赤）の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色（bに掲げる色を除く。）を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。
		(エ) その他の表示方法	a 建築物の壁面から突出させないこと。ただし、商業系地域にあっては、この限りでない。

		b 広告旗は使用しないこと。
イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり2平方メートル以下（商業系地域にあっては、5平方メートル以下）とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の10分の1以下とすること。
	(イ) 上端の地上からの高さ	10メートル以下とすること。
	(ウ) その他の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあっては、1壁面に1枚（基）とする。
ウ 壁面より突出するもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。
	(イ) 建築物からの出幅	建築物の壁面から1メートル以下とすること。
	(ウ) 上端の地上からの高さ	4.5メートル以下とすること。
	(エ) その他の表示方法	道路上に表示し、又は設置しないこと。
エ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は2平方メートル以下（商業系地域にあっては、5平方メートル以下）とし、かつ、表示面積は4平方メートル以下（商業系地域にあっては、10平方メートル以下）とすること。
	(イ) 数量	1基（商業系地域にあっては、2基以下）とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
	(ウ) 上端の地上からの高さ	5メートル以下（商業系地域にあっては、7メートル以下）とすること。
オ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の10分の1以下とすること。
	(イ) 数量	1個とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
	(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
カ 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。
	(イ) 数量	1基とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
	(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出しないこと。

(6) 沿道沿岸特別地域	ア 全ての広告物等	(ア) 表示面積の合計	一団の土地又は建築物等につき、20平方メートル以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(イ) 数量	1事業所等につき、4枚（基、個）以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) 色彩	<p>a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。</p> <p>b Y（黄）、YR（橙）又はR（赤）の色相において彩度が12を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合には、表示面の面積の30分の1以下とすること。</p> <p>c Y（黄）、YR（橙）又はR（赤）の色相において彩度が8を超える色及びその他の色相において彩度が6を超える色（bに掲げる色を除く。）を使用する場合には、2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。</p>
		(エ) その他の表示方法	広告旗は使用しないこと。
	イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	<p>a 1個当たり5平方メートル以下とすること。</p> <p>b 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下とすること。</p>
		(イ) 上端の地上からの高さ	10メートル以下とすること。
		(ウ) その他の表示方法	<p>a 壁面の外郭線から突出させないこと。</p> <p>b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。</p> <p>c 意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚（基）とする。</p>
	ウ 壁面より突出するもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 建築物からの出幅	建築物の壁面から1メートル以下とすること。
		(ウ) 上端の地上からの高さ	4.5メートル以下とすること。
		(エ) その他の表示方法	道路上に表示し、又は設置しないこと。
	エ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は5平方メートル以下とし、かつ、表示面積は10平方メートル以下とすること。
(イ) 数量		2基以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。	
(ウ) 上端の地上からの高さ		7メートル以下とすること。	
オ 垣又は塀を利用する	(ア) 表示面積	<p>a 1個当たり5平方メートル以下とすること。</p> <p>b 広告物等が表示され、又は設置される面における</p>	

	もの		広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1以下とすること。
		(イ) 数量	2個以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
	カ 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	1基とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
		(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出ししないこと。
(7) 広告物誘導特別地域	ア 全ての広告物等	色彩	<p>a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。</p> <p>b Y（黄）、YR（橙）又はR（赤）の色相において彩度が12を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。</p> <p>c 彩度が10を超える色（bに掲げる色を除く。）を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の3分の1以下とすること。</p>
	イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	<p>a 1個当たり20平方メートル以下とすること。</p> <p>b 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下（商業系地域にあっては、4分の1以下）とすること。</p>
		(イ) その他の表示方法	<p>a 壁面の外郭線から突出させないこと。</p> <p>b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。</p> <p>c 意匠が同一のものにあっては、1壁面に1枚（基）とする。</p>
	ウ 壁面より突出するもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 建築物等からの出幅	建築物の壁面から1.5メートル以下とし、かつ、道路境界線から1メートル以下とすること。
		(ウ) 上端の地上からの高さ	4.5メートル以下とすること。
		(エ) 下端の道路路面からの高さ	歩道上に表示し、又は設置するものは2.5メートル以上とすること。
		(オ) その他の表示方法	道路上（歩道上を除く。）に表示し、又は設置しないこと。
	エ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は20平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は40平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	2基以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。

	(ウ) 上端の地上からの高さ	15メートル以下とすること。
オ 自己の敷地外に建植えするもの	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は10平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は20平方メートル以下とすること。
	(イ) 数量	2基以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
	(ウ) 上端の地上からの高さ	5メートル以下とすること。
	(エ) 相互間の距離	5メートル以上とすること。
カ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1（商業系地域にあっては、4分の1以下）以下とすること。
	(イ) 数量	2個以下とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
	(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
キ 広告旗	(ア) 表示面積	1個当たり2平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は8平方メートル以下とすること。
	(イ) 相互間の距離	道路の路肩から5メートル以内の場所に表示し、又は設置する場合にあっては、5メートル以上とすること。
ク 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。
	(イ) 数量	1基とすること（条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）。
	(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出ししないこと。

3 案内誘導広告物等の基準

区分	基準
(1) 1方向の表示面の面積	ア イに掲げる場合を除き、2平方メートル以下とすること。 イ 施設等への案内誘導のためのものを同一の物件に集合して表示し、又は設置する場合にあっては、8平方メートル以下とし、かつ、一の施設等への案内誘導に係るものの表示面積は1平方メートル以下とすること。
(2) 上端の地上からの高さ	3メートル以下（土地の状況等により市長が特にやむを得ないと認める場合又は(1)イに掲げる場合にあっては、5メートル以下）とすること（建植えするものに限る。）。
(3) 誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10キロメートル以下とすること。
(4) 相互間の距離	5メートル以上とすること（建植えするものに限る。）。
(5) その他の表示方法	ア 名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示すること。 イ 方向、距離等の誘導に係る表示部分の面積を当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以上とすること。

	ウ (1)イに掲げる場合にあつては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること。
--	--

4 広告物等の種類ごとの基準

種類	区分	基準
(1) 電柱を利用するもの	ア 規格	(ア) 突出するものにあつては、縦は1.2メートル以下とし、横は0.45メートル以下とすること。 (イ) 巻き付けるものにあつては、縦は1.5メートル以下とし、1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とすること。
	イ 数量	電柱1本につき、突出するもの、巻き付けるものともに各1個とすること。
	ウ 下端の道路路面からの高さ	(ア) 突出するものにあつては、4.5メートル以上（歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては、2.5メートル以上）とすること。 (イ) 巻き付けるものにあつては、1.2メートル以上とすること。
	エ 表示・設置場所	交通信号機からの距離は、5メートル以上とすること。
	オ その他の表示方法	突出するものにあつては、次のいずれにも該当するものであること。 (ア) 設置の方向が歩車道の区別のある道路にあつては歩道側、その区別のない道路にあつては路肩側であること。 (イ) 電柱から垂直に0.15メートル以上離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けるものであること。
(2) 街灯を利用するもの	ア 表示目的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする。
	イ 表示面積	1方向の表示面の面積は0.2平方メートル以下とすること。
	ウ 数量	街灯1本につき、1個とすること。
	エ 下端の道路路面からの高さ	(ア) 突出するものにあつては、4.5メートル以上（歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては、2.5メートル以上）とすること。 (イ) 巻き付けるものにあつては、1.2メートル以上とすること。
	オ 表示・設置場所	交通信号機からの距離は、5メートル以上とすること。
	カ その他の表示方法	同一商店街に表示し、又は設置するものにあつては、規格を統一すること。
(3) バス停留所標識を利用するもの	ア 表示面積	表示板の表示面の面積の3分の1以下とすること。
	イ 数量	標識1本につき、1個とすること。
	ウ その他の表示方法	車両の進行方向から展望できない面に表示すること。
(4) アーチを利用するもの（アーケード入口のアーチを含む。）	ア 表示目的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする。
	イ 下端の道路路面からの高さ	4.5メートル以上（歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては、2.5メートル以上）とすること。
(5) アーケ	ア 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とすること。

ードを利用するもの（一時的に表示し、又は設置するものを除く。）		と。
	イ 数量	広告物等を表示し、又は設置しようとする者1人につき、1個とすること。
	ウ 下端の道路路面からの高さ	4. 5メートル以上（歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては、2. 5メートル以上）とすること。
	エ その他の表示方法	同一商店街に表示し、又は設置するものにあつては、規格を統一すること。

5 大規模小売店舗等において自家用広告物等を掲出する場合の特例基準

(1) 要件

ア 次のいずれかに係る自家用広告物等であること。

(ア) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗

(イ) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に基づく消費生活協同組合が設置する店舗のうち、一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの

(ウ) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合が設置する店舗のうち、一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行う店舗のうち、一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの

(オ) 飲食店業を行う店舗のうち、一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

(カ) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であるものを有する施設

イ 設置しようとする自家用広告物等が、当該店舗等及び専らこれの用に供する自動車又は自転車の駐車場所（以下これらを「駐車場」という。）への円滑な誘導に特に必要と認められること。

(2) 表示面積の合計に係る特例基準

ア 2 広告物等規制地域ごとの基準の表(1)ア(ア)、(4)ア(ア)又は(5)ア(ア)（商業系地域を除く。）の表示面積の合計を定める規定において、駐車場の場所を表示する広告物、駐車場への進入路及び退出路を表示誘導する広告物、駐車場の満車又は空車を表示する広告物、駐車場を管制するための広告物並びにこれらに類する広告物のうち、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が

当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下であるもの(以下これらを「駐車場表示広告物等」という。)については、合計5平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。

イ 2 広告物等規制地域ごとの基準の表(2)ア(ア)、(5)ア(ア)(商業系地域に限る。)又は(6)ア(ア)の表示面積の合計を定める規定において、駐車場表示広告物等については、合計10平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。

(3) 数量に係る特例基準

2 広告物等規制地域ごとの基準の表における数量を定める規定(置看板に係るものを除く。)において、駐車場表示広告物等については、基数又は個数に算入しないことができる

(4) 大規模小売店舗等における特例基準

(1)ア(ア)から(オ)までに掲げる店舗のうち、店舗の用に供する部分の面積が10,000平方メートルを超えるものについては、景観アドバイザーの意見を聴いたうえで、敷地に接する道路(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定する道路をいう。)ごとに、2 広告物等規制地域ごとの基準の表に掲げる基準を算定することができる。

6 自動車に表示する広告物等の基準

種類	区分	基準
(1) 宣伝車	色彩等	消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする。
(2) 路線バス((3)を除く。)	ア 表示面積	側部にあつては1側部につき3平方メートル以下とし、後部にあつては1平方メートル以下とすること。
	イ 色彩	彩度が8を超える色を使用する場合には、表示面の面積の2分の1以下とすること。
	ウ その他の表示方法	前部には、表示しないこと。
(3) ラッピングバス(印刷したフィルムを車体に貼り付ける方法により表示する路線バスをいう。)	ア 数量	1車体につき、1広告とすること。
	イ 色彩	彩度が8を超える色を使用する場合には、表示面の面積の2分の1以下とすること。
	ウ その他の表示方法	a 前部、底部及び両側部の前方5分の1の部分には、表示しないこと。 b 写真を使用する場合には、表示面の面積の4分の1以下とすること。 c 車両の設備と紛らわしくないものとする。 d 文字数は過密にならないよう、必要最小限にすること。 e 車窓上部に文字情報を表示しないこと。

別表第2 (第7条関係)

条例第10条第1項第6号に掲げる許可を要しない広告物等の基準（公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し，又は設置する広告物等に係る適用除外の基準）

区分	基準
1 表示面積	0.5平方メートル以下とし，かつ，表示方向から見た当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなした場合の当該平面の面積の20分の1以下とすること。
2 数量	1施設又は1物件につき，1枚（基）とすること。
3 色彩	(1) 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 (2) Y（黄），YR（橙）又はR（赤）の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合には，表示面の面積の30分の1以下とすること。 (3) Y（黄），YR（橙）又はR（赤）の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色（(2)に掲げる色を除く。）を使用する場合には，2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。

別表第3（第7条関係）

条例第10条第2項第1号に掲げる許可を要しない広告物等の基準（自家用広告物等に係る適用除外の基準）

種別	区分	基準
1 山麓地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき，5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき，2枚（基，個）以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(1)（ア(イ)を除く。）に定める基準に適合していること。
2 住宅地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき，5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき，3枚（基，個）以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(2)（ア(イ)を除く。）に定める基準に適合していること。
3 複合地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき，10平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき，3枚（基，個）以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(3)に定める基準に適合していること。
4 芦屋川特別地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき，3平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき，3枚（基，個）以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(4)（ア(イ)を除く。）に定める基準に適合していること。
5 南芦屋浜特別地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき，3平方メートル以下とすること。

	(2) 数量	1事業所等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(5)(ア(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
6 沿道沿岸特別地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、3平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(6)(ア(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
7 広告物誘導特別地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(7)に定める基準に適合していること。

別表第4 (第7条関係)

条例第10条第2項第2号に掲げる許可を要しない広告物等の基準(管理用広告物等に係る適用除外の基準)

種別	区分	基準
1 山麓地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、2枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(1)(ア(ア)及び(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
2 住宅地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(2)(ア(ア)及び(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
3 複合地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、10平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(3)に定める基準に適合していること。
4 芦屋川特別地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、3平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(4)(ア(ア)及び(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
5 南芦屋浜特別地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、3平方メートル以下とすること。

	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(5) (ア(ア)及び(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
6 沿道沿岸特別地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、3平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(6) (ア(ア)及び(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
7 広告物誘導特別地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(7)に定める基準に適合していること。

別表第5 (第7条関係)

条例第10条第2項第4号に掲げる許可を要しない広告物等の基準(講演会等会場の敷地内の広告物等に係る適用除外の基準)

区分	基準
1 表示面積	10平方メートル以下とすること。
2 上端の地上からの高さ	5メートル以下とすること。
3 表示・設置場所	(1) 会場の敷地(会場が公園、緑地、運動場等の敷地内である場合は、これらの敷地を含む。)内に表示し、又は設置すること。 (2) 広告旗は、道路の路肩から5メートル以内の場所に表示し、又は設置しないこと。
4 その他の表示方法	(1) 催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該催物の案内に必要な事項を表示すること。 (2) 表示し、又は設置する期間を当該催物が開催される日の14日前から当該催物が終了する日までとすること。
5 色彩	(1) 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 (2) Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合には、表示面の面積の30分の1以下とすること。 (3) Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色((2)に掲げる色を除く。)を使用する場合には、2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。

別表第6 (第7条関係)

条例第10条第3項第1号に掲げる許可を要しない広告物等の基準(禁止物件の自家用広告物等に係る適用除外の基準)

区分	基準
1 表示面積	5平方メートル以下とすること。

2 数量	1物件につき、1枚(基)とすること。
3 表示・設置場所	(1) 複合地域及び広告物誘導特別地域以外の地域においては、石垣、擁壁その他これらに類するものに表示し、又は設置しないこと。 (2) 物件の外郭線から突出させないこと。
4 色彩	(1) 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 (2) Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合には、表示面の面積の30分の1以下とすること。 (3) Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色((2)に掲げる色を除く。)を使用する場合には、2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。

別表第7(第10条関係)

条例第13条第1項の許可の期間

広告物等の区分	期間
1 看板、広告板によるもの、広告塔によるもの、アーチによるもの、アーケード利用広告物(一時的に表示し、又は設置するものを除く。)、垣・塀利用広告物その他これらに類するもの	2年以内
2 宣伝車、電柱・街灯利用広告物、車体利用広告物、テント利用広告物その他これらに類するもの	1年以内
3 広告幕、広告旗、アーケード利用広告物(一時的に表示し、又は設置するものに限る。)その他これらに類するもの	90日以内
4 貼紙、貼札、立看板その他これらに類するもの	30日以内

備考

- 1及び2の左欄に掲げる広告物等のうち、第17条第2項各号に掲げる者を広告物等管理者とし、当該広告物等について適正な維持管理が図られているものについては、右欄に掲げる期間に1年を加えることができる。
- 2 条例の規定による許可を受けた広告物等が存する一団の土地又は建築物等において、新たな広告物等を表示し、若しくは設置する場合又は既存の広告物等を変更する場合の許可の期間は、当初に受けた許可の残存期間とする。